

月刊『税』2018年12月号掲載

巻頭言 税制鳥瞰図

## 災害時調査における税務職員の役割

キヤノングローバル戦略研究所研究主幹 柏木恵

2018年6月に大阪府北部を震源とする地震が、9月には「北海道胆振東部地震」が発生した。「平成30年7月豪雨」では、九州や中国、四国、関西のほか、北海道や中部でも被害をもたらされた。被災された方々や自治体にお見舞いを申し上げる。

2011年3月の「東北地方太平洋沖地震」、2016年4月の「熊本地震」、広島市で土砂災害となった「平成26年8月豪雨」、鬼怒川の堤防が決壊した「平成27年9月関東・東北豪雨」、福岡県朝倉市が孤立した「平成29年7月九州北部豪雨」と記憶に残る地震や豪雨が頻繁に発生している。

こうした災害の際には、自治体職員は災害対応に追われる。避難所の設置、支援物資の配付などあらゆる作業に従事する。その中で「罹災証明書の発行時に、建築技師や固定資産税家屋担当経験のある職員が足りない」という声を聴くことがある。

住家や事業所が被災した場合、罹災証明書は、義援金・被災者生活再建支援金・損害保険の請求、税金・保険料・公共料金の減免・猶予、災害援護資金、災害復興住宅融資などに必要となる。被災者にとって重要な書類である。自治体は被災者からの申請により被害認定調査を行う。全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊などの区分で認定していく。

標準的な被害認定基準は、内閣府が『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』を示しており、熊本地震の経験を活かして、2018年3月に改定されたばかりである。また、阪神・淡路大震災の経験を活かした「被災者支援システム」がJ-LISホームページから無償でダウンロードできる。

被害認定調査は外観目視の1次調査、内部立入の2次調査の順で行われる。自治体の規模や被害状況などにより実態は異なる。

大阪府北部地震における大阪市の1次調査は、5日間、財政局職員（固定資産税家屋業務経験者）延べ126名で、2名1組の14班を編成し、606件に対応した。2次調査は、23日間、財政局職員（固定資産税家屋業務経験者）延べ114名で、3名1組の6班（区役所防災担当＋財政局職員＋土地家屋調査士）を編成し、197件に対応した。

「北海道胆振東部地震」における安平町の1次調査は庁内職員だけでは到底足りず、道内外自治体の派遣職員60名の支援を受け、研修しながら実施された。むかわ町では熊本県御船町や東北の自治体からノウハウを吸収し、毎週道内市町村から15名の派遣を受け、1次・2次調査が実施された。

被害状況調査の実態をみていくと、3人1組で調査していることが多く、人数が必要であり、必ずしも固定資産税家屋経験者は必要ない。1次調査は外観目視であり、調査件数も多

く、平時から認定調査の研修を広く実施しておくことが重要である。2次調査は、屋内を調査し、調査票に間取り図を描く必要があるため、慣れている固定資産税家屋経験者の方が早く作業できるであろうが、経験者を2次調査に配置できるとも限らないので、内閣府の基準にそった研修を行っておくことが重要である。所属を問わず広く職員に対して研修し、研修を受けた職員を登録しておくことである。そうすれば、自身の自治体の対応だけでなく、他自治体への派遣の際もスムーズに行動できる。

調査計画では、必要人数と実施期間を算出するが、1次調査で1班当たり30件/日（地方では10～15件/日）、2次調査で4、5件/日（地方では2、3件/日）と言われている。また、被災者支援システムへの入力に従事する職員も必要となる。大阪市では、被害認定調査と同時に、市税（特に固定資産税（家屋））の減免申請の問い合わせが多く寄せられ、減免処理の対応に追われたので、減免処理に通常業務も勘案して、調査必要人員の計算をした方がよいだろう。